27月	2.236778	87月	7.120156	147月	11.885630	207月	16.536047
28月	2.319133	88月	7.200522	148月	11.964056	208月	16.612579
29月	2.401487	89月	7.280889	149月	12.042482	209月	16.689112
30月	2.483775	90月	7.361189	150月	12.120844	210月	16.765582
31月	2.566063	91月	7.441490	151月	12.199206	211月	16.842052
32月	2.648283	92月	7.521726	152月	12.277504	212月	16.918460
33月	2.730504	93月	7.601961	153月	12.355803	213月	16.994868
34月	2.812658	94月	7.682132	154月	12.434037	214月	17.071213
35月	2.894811	95月	7.762302	155月	12.512272	215月	17.147559
36月	2.976898	96月	7.842407	156月	12.590443	216月	17.223843
37月	3.058985	97月	7.922512	157月	12.668614	217月	17.300126
38月	3.141005	98月	8.002551	158月	12.746721	218月	17.376347
39月	3.223025	99月	8.082591	159月	12.824828	219月	17.452569
40月	3.304978	100月	8.162565	160月	12.902872	220月	17.528728
41月	3.386931	101月	8.242540	161月	12.980915	221月	17.604887
42月	3.468817	102月	8.322449	162月	13.058895	222月	17.680985
43月	3.550704	103月	8.402359	163月	13.136875	223月	17.757082
44月	3.632524	104月	8.482203	164月	13.214792	224月	17.833117
45月	3.714343	105月	8.562047	165月	13.292708	225月	17.909153
46月	3.796096	106月	8.641826	166月	13.370561	226月	17.985126
47月	3.877850	107月	8.721606	167月	13.448414	227月	18.061099
48月	3.959536	108月	8.801320	168月	13.526204	228月	18.137011
49月	4.041223	109月	8.881034	169月	13.603994	229月	18.212922
50月	4.122843	110月	8.960684	170月	13.681720	230月	18.288772
51月	4.204463	111月	9.040333	171月	13.759446	231月	18.364622
52月	4.286016	112月	9.119917	172月	13.837109	232月	18.440410
53月	4.367570	113月	9.199502	173月	13.914772	233月	18.516198
54月	4.449057	114月	9.279022	174月	13.992372	234月	18.591924
55月	4.530544	115月	9.358541	175月	14.069972	235月	18.667650
56月	4.611965	116月	9.437996	176月	14.147509	236月	18.743315
57月	4.693385	117月	9.517451	177月	14.225045	237月	18.818979
58月	4.774740	118月	9.596842	178月	14.302519	238月	18.894582
59月	4.856094	119月	9.676232	179月	14.379992	239月	18.970185
60月	4.937383	120月	9.755557	180月	14.457403	240月	19.045727

附　則

1　この変更は、令和７年10月１日から施行する。

2　変更後の第34条の規定並びに別表第１及び別表第２の規定は、令和７年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年９月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年８月27日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	茨城県つくば市市之台字市野台から茨城県牛久市下根町字下根まで 茨城県牛久市桂町字ナギ山から茨城県稲敷市沼田字三ツ塚まで	新設工事	令和７年８月28日